

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第11号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第2条第1項関係）	
種類	額
1 （略）	
2 <u>法第87条の4</u> において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は <u>法第87条の4</u> において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料	（略）
3 （略）	
備考	
1 （略）	
2 複数の <u>法第87条の4</u> の昇降機（以下「昇降機」という。）を同時に申請する場合は、昇降機台数に表の額を乗じた額を手数料として徴収する。	
3 及び4 （略）	

改正前

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

種類		額
1 (略)		
2 <u>法第 8 7 条の 2</u> において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は <u>法第 8 7 条の 2</u> において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料	(略)	
3 (略)		
備考		
1 (略)		
2 複数の <u>法第 8 7 条の 2</u> の昇降機 (以下「昇降機」という。)を同時に申請する場合は、昇降機台数に表の額を乗じた額を手数料として徴収する。		
3 及び 4 (略)		

改正後

別表第 3 (第 2 条第 3 項関係)

種類		額
1 (略)		
2 <u>法第 8 7 条の 4</u> において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は <u>法第 8 7 条の 4</u> において準用する法第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)	

3 (略)

備考 (略)

改正前

別表第3 (第2条第3項関係)

種類	額
1 (略)	
2 <u>法第87条の2</u> において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は <u>法第87条の2</u> において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
3 (略)	

備考 (略)

改正後

別表第5 (第2条第5項関係)

種類	額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 ( <u>法第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料	120,000円
(略)	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書 (法第87	<u>法第48条第16項第1号の規定に該当する場合</u> 120,000円
	<u>法第48条第16項第2号の規定に該当する場合</u> 140,000円

条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料	<u>法第48条第16項第1号又は第2号の規定に該当しない場合</u>	<u>180,000円</u>
(略)		
<u>法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料</u>		33,000円
(略)		
法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて <u>増築等を含む</u> 工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料		27,000円
法第86条の8第3項 <u>(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請に対する審査手数料		27,000円
<u>法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料</u>		<u>27,000円</u>
<u>法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料</u>		<u>120,000円</u>
<u>法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料</u>		<u>160,000円</u>
マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料		160,000円

改正前	
別表第5 (第2条第5項関係)	
種類	額

法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（ <u>法第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料	120,000円
（略）	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（ <u>法第87条第2項</u> 若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料	180,000円
（略）	
<u>法第53条第5項第3号</u> の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	33,000円
（略）	
法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	27,000円
法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請に対する審査手数料	27,000円
マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	160,000円

#### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市整備部建築指導課）